

枚方市特定給食施設等指導要領

1. 特定及び継続的の捉え方

- 1) 「特定」 原則、給食施設の利用者がほぼ同一人と推定されること
- 2) 「継続的」 食事の供給が概ね週4日以上であり、かつ1か月以上実施されていること

2. 施設の捉え方

- 1) 厨房を複数の施設で共有している場合の取り扱い
施設の性格、職員の配置状況等から判断し、給食事業の管理運営がそれぞれ独立したものとみなされる場合は、施設ごとに届出対象施設とする。
- 2) 施設外で調理された弁当等を供給する場合の取り扱い
施設内に調理施設がなく、施設外から搬入している場合においても、給食施設とみなす。

3. 食数の捉え方

- 1) 届出における予定給食数について（別表）
 - 定員数の定めがある施設
各食（朝食、昼食、夕食）の予定給食数は、原則として定員数（許可病床数）とする。
また、施設利用者以外に特定の者に継続的な食事の供給がある場合は、予定給食数に含めることとする。
 - 上記以外の施設
各食（朝食、昼食、夕食）の予定給食数は、利用者数（最大数）とする。
- 2) 職員食について
施設の利用者ではなく、当該施設で就労し、給食の提供を受けるもの（職員食）については、原則として予定給食数に含めないこととする。
- 3) 各食の予定給食数の「その他」について
早朝食、夜食等とし、おやつは含めないこととする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

施設種別	予定給食数
学校	○幼稚園、認定こども園（幼稚園型）、小学校 定員数 ○上記以外の施設 利用者数（最大数）
病院	許可病床数
介護老人保健施設	定員数
介護医療院	定員数
老人福祉施設	定員数
児童福祉施設	定員数
社会福祉施設	定員数
事業所	利用者数（最大数）
寄宿舎	利用者数（最大数）
一般給食センター	利用者数（最大数）
その他	利用者数（最大数） ただし、定員数の定めがある施設は定員数とする。